登園許可書

園 施設長殿

入	袁	児童氏名	7

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

麻しん(はしか)※
インフルエンザ※
風しん
水痘(水ぼうそう)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
結核
咽頭結膜熱(プール熱)※
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

		年	月	H
医療機関	国名			
医師	名			

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が長時間生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐ ことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の 記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活の支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出して下さい。

※当書式は、『保育所における感染症対策ガイドライン』(2018年改訂厚生労働省)及び『保育園に、元気に通うための健康ガイドブック』(2019年4月多摩市保育協議会 保健師・看護師部会)を参考に作成しています。

○ 医師が登園許可書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす	
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後ま で	解熱後3日を経過していること	
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後3日経過していること	
風しん	発しん出現の7日前から後7日後くらい	発しんが消失していること	
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶ た)形成まで	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化し ていること	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	
結核	_	医師により感染のおそれがないと認め られていること	
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2 日経過していること	
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状 が消失していること	
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週 間を経過するまで	特有の咳が消失していること。又は適正 な抗菌性物質製剤による5日間の治療が 終了していること	
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)	
急性出血性結膜炎	_	医師により感染のおそれがないと認め られていること	
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	- 担ニるまかい感効庁にのいては()	医師により感染のおそれがないと認め られていること	

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(−)としている。